

2. 「癩予防ニ関スル件」と九州療養所の開設

日本で最初のハンセン病政策である「癩予防ニ関スル件」が公布されたのは、1907（明治40）年3月19日のことであった。

これにより、第五区の公立療養所が熊本県に設置されることになった。この年の8月19日に、熊本県花園村長から敷地選定反対陳情書が熊本県知事に提出されている。実際に花園村に建設計画があったかどうかは分からないが、おそらく花園村長は、本妙寺との関連で花園村に建設されるのではないかと危惧したものと思われる。

1908（明治41）年2月10日、九州療養所の敷地として、菊池郡合志村大字栄字杉山他付近一帯の土地6万3471坪が農商務省より譲渡されることになった。それに加えて、買収・寄付等で、最終的には6万4522坪とすることが決定した。こうして、1909（明治42）年4月1日に九州療養所が開所した。所長は河村正之、患者定員は150人であった。

最初に入所したのは、本妙寺境内の浮浪患者であった。河村所長は、まず4月9日に本妙寺のハンセン病集落を視察した後、27日に27名（男16名、女9名、子ども2名）、30日に37名（男22名、女13名、子ども2名）、さらに5月1日には21名（男17名、女4名）を入所させた。

興味深いことには、5月8日に、療養所の説教場に加藤清正の像を奉置し、上本本妙寺管長をはじめ僧侶7名、奏楽者3名、門徒多数が参加して遷仏式を挙行している。療養所に本妙寺の「別院」的な位置付けを与えなければ、入所者が納得しなかったのかもしれない。また、入所者の逃走を予防する狙いもあったと思われる。

療養所の開所にあわせて、熊本県は、関連する県令等を次々に制定・公布した。まず、4月17日に、熊本県知事訓令甲第26号「九州癩療養所規則」が制定された。ついで5月に、熊本県令第26号「明治四十年（三月）法律第十一号ニ関スル癩患者届出方ニ関スル件」が制定された。以下のような内容である。

医師明治四十年（三月）法律第十一号第一条ニヨリ届出ヲナストキハ左ノ事項ヲ詳具シ警察官署長宛親展トナスベシ

一、発病届ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- イ 患者ノ本籍、住所、族称、職業、姓名、（戸主又ハ非戸主ノ別非戸主ナレバ其戸主トノ続柄）並生年月日
- ロ 病名
- ハ 発病年月日
- ニ 診定年月日時但死後検案又ハ再診後ニ於テ診定セントキハ其年月日時

二、転届届ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- イ 患者ノ住所姓名
- ロ 転届年月日

(『九州療養所関係規定』1930年より)

同じく5月に制定された熊本県訓令甲第29号「癩予防ニ関スル法令施行手続」は、以下の様なものである。

- 第一条 明治四十年（七月）内務省令第十九号癩予防ニ関スル件施行規則第二条に依る患者又は其同伴者同居者の一時救護を為したる旨を其家族又は扶養義務者に通知をなす時は被救護者の状況を詳記し且取引をなすへき期限を指定すへし前項の通知は家族又は扶養義務者の所在地警察官署又は市町村長に之を囑託することを得
- 第二条 患者を療養所に送致すへき指示を受けたる警察官署又は市町村長は直に送致の手續をなし同所に直送すへし
- 第三条 患者を送致するときは別紙様式の送致書を調製し同時に送付すへし療養所に送致せし費用は明細仕訳書を製し所長に請求すへし前項の費用は患者の食費、消毒薬価、寝具費、船馬車賃其他の諸費にして食費は一日金拾五銭以内其他は実費を給す
- 第四条 患者及其同伴同居者の一時救護に要する費用は左の標準に拠るへし
- 一、薬価一日分金拾銭以内
 - 一、診察料一回金貳拾銭以内
 - 一、診断書料一通金貳拾銭以内
 - 一、食料一日金拾五銭以内
 - 一、看護人又は番人（一時救護者迄送致費共）一日金参拾銭以内
 - 一、小屋掛料及び借家料（寝具損料共）一日金参拾五銭
 - 一、土葬火葬及墓標広告料消毒薬価人夫賃共一式金五円以内
- 前項費用の外救護上特に要する費用は其状況を詳具し知事の許可を受くへし
- 第五条 一時救護に要したる費用にして被救護者又は扶養義務者より弁償を得ざるときは其費用の明細仕訳書を調製すへし弁償を得ること能はざる証拠書類を添え市は直接、町村は所轄郡役所を経て知事に其弁償を求むへし
- 第六条 警察官署において明治四十二年（五月）県令第二十号（患者届出方に関する件）に拠り届書を受理したるときは直に現場に臨検し成るへ□人目に惹かさる方法を以て消毒其他予防法を指示し其実行を監視して之か遺漏なきを期すへし前項の届書は其余白に左の事項を記入し速に当庁に進達すへし
- 一、受理したる年月日時
 - 二、病況
 - 三、扶養義務者又は其他の救護者の住所姓名及患者の続柄
 - 四、其の他必要なる事項

第七条 患者の家又は其病毒に汚染したる家に対しては左の各号に依り消毒其他予防方法を指示すへし

- 一、患者の居室は可成別に之を定め他の家人等と雑居せざること
- 二、患者の衣類、寝具其の他日用器具等は特に専用のもを備へ他と混合せざる様注意すへし
- 三、患者の常用衣類、敷布、寝具等は時々消毒を行ひたる後洗濯すること
- 四、患者の居室は常に清潔を保持すること
- 五、患者の居室には消毒薬を容れたる唾壺を備ふること
- 六、病毒に汚染したる繻帯手巾等は消毒を行ひ患家の紙屑襪褌類は焼却すること
- 七、患者の外出は可成避けしめ止むを得ず外出せんとするときは清潔なる衣服を着用し又潰瘍あるものは其の繻帯を更むること
- 八、患者は可成他との交通を避けしめ又理髪店、公衆浴場、料理店、飲食店、劇場、寄席、乗合船車等公衆の出入する場所に立入らざること
- 九、患者は牛乳の搾取、飲食物、飲食器具（金属、陶器類を除く）玩具の調製又は其の販売其の他病毒伝播の虞ある事に従事せざること
- 十、患者の住居したる家屋は消毒を行ひたる後にあらされは他に使用貸与又は授与せざること
- 十一、患者の使用したる衣類、寝具、器具は勿論、家人の常食衣類等病毒に汚染し又は汚染の疑ある物件は消毒を行ひたる後にあらされは他に使用、授与移転又は遺棄せざること
- 十二、患者の一時滞留したる場合に於けるも其の占居したる室並其の使用したる衣類、寝具、器具等に対して亦前二号を適用すること
- 十三、看護等の為め、常に患者に接近し又病毒汚染物件を取扱ふ者等は常に手指の消毒に注意し又可成上被を着用し時々之を消毒すること
- 十四、癩患者の死体は消毒を行いたる後可成之を火葬すること
- 十五、消毒方法は明治三十年内務省令第十三号の規定に準し施行すること
患者送致の為め使用したる車両其他の器具は警察官署に於て便宜之を消毒すへし

第八条 警察官署に於ては患者根帳を備へ患者の届出を受けたるとき其本籍、住所、族称、職業、姓名、生年月日、病名及診定年月日其他必要なる事項を登載すへし但転帰届を受けたるときは其旨記入すへし

第九条 患者他署管内へ移転したるときは其根帳写に第六条第二項第二号乃至第四号の事項を附記し速に移転地警察官署に通知し同時に其旨を知事に報告すへし前項の通知を受けたる警察官署は本手続の定むる所に依り相当処置を為すへし

第十条 警察官署に於て明治四十年（七月）内務省令第十九号明治四十年法律第十一号施行自足第六条第二項に該当する患者ありたるときは其事由を詳記し直に知事に報告すへし

第十一条 療養所へ送致の途中宿泊を要する患者あるときは最寄町村に於て相当の便宜を与ふへし但警察官署に於て一時救護中の患者に於ける亦同じ
(送致書様式略)

(『九州療養所関係規定』、1930年)

そして、実際に患者が発見されてから九州療養所に送致するための手続きとして、7月9日に、熊本県警察部長が各警察署分署長に宛てて、「癩患者汽車輸送通達の件」を発している。

療養所が開設されたばかりの1909（明治42）年から10年にかけて、熊本県に対してさまざまな問い合わせがあいついでいる。例えば、大津警察分署長から、発病した小学生は停学させるべきかどうかという問い合わせがあり、熊本県衛生課では、停学させることはできないという回答案を起案している。また、熊本県から内務省に、療養所に入所した患者が死亡した後に郵便貯金があることが判明した場合、どのように処理したらよいか、療養所の救護費に充当しても差し支えないかどうか、という伺いをたてている。

1910（明治43）年4月1日には、内務省令第1号により、沖縄県も連合に加入することになった。1911（明治44）年3月30日には、熊本県知事訓令乙第157号により、「九州癩療養所」が「九州療養所」に改称されている。1913（大正2）年には、熊本・隈府間に菊池軌道会社の軽便鉄道が開通し、療養所入口に御代志停留所が設置された。その関係もあつてかどうかは分からないが、既にこの年には療養所に「隔離室」が設置されていることが分かる。「逃走者ハ十日以下隔離室ニ収容シー日ノ食料白米二合菜ハ塩」とあるが、それでも逃走者が「依然トシテ絶ヘザル」状況と報告されている（本多慧孝「第五区九州療養所視察報告」、『集成』補巻6）。

そして、1916（大正5）年3月の「癩予防法」・同施行規則改正により、療養所長の懲戒検束権が規定されたことを受け、翌年9月5日に、熊本県指令第9085号「第五区」九州療養所被救護者懲戒検束施行規則」が制定された。以下のような内容である。

第一条 療養所の長が被救護者に対し懲戒又は検束を行はんとするときは本則の規定に拠る

第二条 懲戒又は検束は左の方法に依りて之を執行す

- 一、譴責 叱責を加へ誠意改悛を誓はしむ
- 二、謹慎 指定の室に静居せしめ一般患者との交通、通信を禁す
- 三、減食 主食並に副食物を減給す
- 四、監禁 独房に拘禁検束す

- 第三条 懲戒又は検束は違反者の性状に応し宣告の上執行す
- 第四条 大祭祝日療養所祭祝日及違反者の父母祭日は特に懲戒又は検束の執行を免除することを得
父母の訃に接したる者は其日より三日以内其執行を免除することを得
- 第五条 懲戒又は検束の執行中特に改悛の状著しきものは其執行を免除することを得
療養の爲め必要ありと認むるものは其執行を停止することを得
- 第六条 数人共同して違反行為をなしたるときは其行為に付き同一の責に任す人を教唆して違反行為をなさしめたる者は実行者に同じ人の違反行為を幫助したる者は主動者に比し減輕す
- 第七条 同時に数個の違反行為をなしたる者は重きに依り処分す
- 第八条 左の各項の一に該当する者は譴責又は三十日以内の謹慎に処す
一、構内の樹木を毀損したる者
二、家屋其他の建造物若くは備付品を毀損又は汚濁したる者
三、貸与の衣類其他の物品を毀損又は陰匿し若くは構外へ搬出したるもの
四、虚偽の風説を流布し人を誑惑せしめたるもの
五、喧嘩口論をなす等所内の秩序を乱したる者
- 第九条 左の各号の一に該当するものは三十日以内の謹慎又は七日以内の減食に処し若くは之を併科す
一、猥りに構外に出て又は所定の無毒地に立入りたる者
二、風紀を紊し又は猥褻の行為をなしたる者又は媒合して之を爲さしめたるもの
三、職員の指揮命令に服従せざるもの
四、金銭其他の物品を以て博戯又は賭事をなしたる者
五、違反者に対する懲戒又は検束の執行を妨害したる者
- 第十条 左の各号の一に該当する者は七日以内の減食又は三十日以内の監禁に処し若くは之を併科す
一、逃走し又逃走せんとしたる者
二、職員又は其他の者に対し暴行又は強迫を加へ若しくは加へんとしたる者
三、他人を煽動して院内の安寧秩序を害し又は害せんとしたる者
- 第十一条 前条各号の一に該当し必要ありと認むるときは管理者の認可を経て三十日以上以上の監禁に処す
前項の場合には七日以内の減食を併科することを得
- 第十二条 被救者逃走したる時は其懲戒又は検束は欠席の儘宣告することを得
前項の場合に於て懲戒又は検束の執行は収容後之を行う但し宣告後一年を経たるときは之を免除す

前項但書の期間内に他の療養所に収容せられたる時は其執行を委託することを得

前三項の規定は逃走したる者の他の違反行為にして未だ懲戒又は検束の執行を終わらざるものに付之を準用す

(『九州療養所関係規定』、1930年)

この間、1910(明治43)年、12(明治45・大正元)年、14(大正3)年と、連合各県の警察部長、衛生課長が九州療養所を訪問し、1915(大正4)年9月には、熊本県の太田衛生課長と坂本土木課長が、1917(大正6)年7月4日には熊本県の香坂警察部長や太田衛生課長が訪問している。

1919(大正8)年12月19日と20日の両日にわたって、内務省衛生部で保健衛生調査会第四部(癩)が開催され、全国の公私立療養所の所長が一堂に会した。議案は、「癩予防の根本的方策に関する意見」であり、主要には「イ、癩患者の隔離方法」「ロ、現在の制度に於ける道府県立療養所の増設並拡張」「ハ、家族的伝染防遏に関する方策」の3つであった。この会議の中で、ハンナ・リデルと光田健輔の主張がぶつかりあった。

リデルは、異性者を隔離するのがハンセン病駆逐の最も重大なる条件であり、夫婦患者を療養所内に収容して同居させるのは「道徳上」もよくない、と持論を展開した。さらに、「孤島」に隔離するようなことは絶対にしてはならないと力説した。

これに対して、光田健輔は、男女を別居させることは「人道」の上からいっても問題であること、「島」も「楽天地」であるので、島に隔離するのが一番の方法であることを強調した。光田は、1915(大正4)年2月13日に内務省に提出した「癩予防に関する意見」の中で、「一大島」への「絶対的隔離」を主張しており、今後療養所を新設するならば「絶海ノ孤島」である「小笠原諸島」がいいと述べているので、「孤島」への隔離は、彼の持論であったといえる。そして、既に1915年から全生病院では「ワゼクトミー」を実施しており、その数は160名に及んでいると述べた。

河村正之九州療養所長は、患者は全部隔離してしまうのが自分の理想であり、離島への隔離は大賛成であると述べた。その上で、そこに至る段階として現在の療養所があるのであり、できるだけ療養所を拡張してもらいたいと、要望している。

この河村の発言にうかがえるように、1919年の時点で、療養所の所長の中から、患者の全員隔離という方向性が打ち出されていることが注目できる。

1920(大正9)年9月14日、内務省は、保健衛生調査会で「根本的癩予防策要項」を決定した。患者1万6261人のうち、療養の資力のない患者(直接国税3円以下)が1万人に達したとし、それに対して収容患者総数は1338人に過ぎないと指摘して、この1万人を「救護」するために、療養所の増設拡張が急務であることを強調している。このように、1万人収容計画が浮上してきている。

1922(大正11)年4月26日、熊本県の内務部長と地方課長が九州療養所を訪問した。

その九州療養所は、1923（大正 12）年 3 月 21 日に、檜山の東方 2 万 5100 坪を買収し、11 月 22 日から第一期の拡張工事に着手している。翌年 4 月 4 日にも、療養所の西側 1 万 1977 坪を買収した。

1923 年の 12 月 11 日には、エダ・ライトがリデルを手伝うために熊本に到着した。リデルは、長年のハンセン病患者への献身が評価されて、1924（大正 13）年 2 月に勳六等瑞宝章を受章している。

1925（大正 14）年 1 月、日本 MTL が発足した。キリスト教関係者が、ハンセン病患者の「慰安」と「絶対隔離事業の完成」を目的として結成したものである。熊本県関係者では、広重潔や河村正之などが会員になっている。

1925 年 11 月 16 日、内務省はハンセン病患者の一斉調査を行った。その結果によれば、全国の患者数は 1 万 5351 名で、熊本県は、男 822 名、女 388 名の合計 1210 名、鹿児島県に次いで第 2 位であった。しかし、人口 1 万に対する患者率は 9.34 人と、沖縄県を除けば全国一の高率であった。在宅で療養中の者が、男は 524 名、女が 254 名で、合計 778 名にのぼっている。患者の 64%が在宅療養者であった。

1927（昭和 2）年 8 月、後に熊本県のハンセン病対策で大きな役割を果たす内田守が、熊本で発行されていた『鎮西医海時報』第 2 号（1927 年）に、「癩病研究と熊本医大」と題する文章を寄稿した。そこで内田は、「斯くの如く癩病が日本の国辱であるならばその癩病で有名なる熊本の責任も又軽からずである」と指摘し、熊本医科大学はハンセン病研究が「天与の使命」であることを強調している。同様のことを、上川豊も、『鎮西医海時報』第 5 号（1927 年）で主張している。『鎮西医海時報』が熊本医科大学より刊行されていたことを差し引いても、熊本医科大学、そして戦後の熊本大学医学部がハンセン病の研究で有名になる背景に、「癩病県」である熊本だからこそハンセン病の研究が「使命」であるという動機が存在していたことが分かるだろう。このような使命感がエスカレートすると、九州療養所の患者たちを人体実験の対象とみなすような弊害も生まれてくるのである。

また、ちょうどこの時期に、本妙寺の問題が大きくクローズアップされてくる。まず、河野真琴の「熊本市の社会事業」（『鎮西医海時報』第 6 号、1927 年）である。ここでは、回春病院に 78 名、待労院に 60 名の患者がいることを紹介した後で、「熊本には本妙寺の関係で患者比較的多数で同寺裏手の部落は殆んど皆同患者かの感を抱かせます。そしてその生計を得る方法として、本妙寺又は市中に物乞に出たり、一銭飴、簡単な玩具等を製して市中へ売りに出ます。癩病は伝染力が他の伝染病程顕著ではありませんが、公衆衛生上由々敷大問題であります。一方取締を嚴重にし生計の道なき者は、癩療養所等に収容するか、別に本妙寺辺りに完全なる家屋を建築して収用し、慰安の道を与へ余生を幸福に終らせたいものです。現状のままで放置する時は不良性を帯びて居るものは少々の悪事を働いても、刑務所に収容させぬから益々不良性を増し、同患者に得意となって話しますから、犯罪は減少せず又善良なる者も売りに来た肴を上から下へと交ぜくり返して求め、肴屋は

他家に行きて売る等無意識に伝染の機会を与へ、癩病は減少する事なく熊本は癩病におびやかされる様になることを憂ひます。トラホーム予防、結核予防等と併行して癩予防協会の必要があると考へます。」と指摘している。ここからは、本妙寺集落のハンセン病患者が、「物乞」だけでなく、飴や玩具を製造して行商に出ていたことがうかがえる。

次に、1928（昭和3）年4月20日の『鎮西医海時報』に掲載された河村正之の「熊本市民と本妙寺の癩問題」である。

「熊本県と云へば本妙寺を連想し、本妙寺と聞けば癩患者を思い出すとは他県人の良く唱ふる言葉である」、「近来本妙寺付近の癩患者群棲地を頼りに各県下から益々集合し来たる形跡がある、此癩部落の存在は常に県市民を脅威し国民保健上一日も忽にし難い大問題である」、「本妙寺付近の貧民部落は癩患者が巢窟を構るに最も適当な各種の条件或は機関が完備して居る、即繰返して云へば加藤公に対する迷信、家族患者の好隠蔽処、周囲部落民の厚遇、必要な職業斡旋人、安価な借宅或は木賃宿、参詣人の無理解な同情喜捨、乞食押売による好収入、凡て生活費の安価、放縦生活賭博常習等の好適所等数へ来たれば彼等にとり無比の一大楽天地である」、「一日も早く之を一掃したい」、そのためには「第一に窮民乞食を適当な施設の下に收容救護し巢窟を絶滅する必要がある」、と。

前述したように、本妙寺の問題は、1907（明治40）年の「癩予防ニ関スル件」制定に至る過程でもしばしば言及されたが、この時期になると、河村が明確に主張しているように、本妙寺集落絶滅論が登場していることが分かる。それが、本妙寺事件の10年以上前から高まっているのをみてとることができる。

注目すべきことは、九州療養所に請願巡査派出所が設置され、1927（昭和2）年12月4日から、植木警察署の巡査1名が常駐するようになったことである。また、この年秋から軽快患者の仮退所を実施したことである。翌28年3月末で、軽快退所者は2名とされている（『鎮西医海時報』第9号）。ちなみに、この時点での九州療養所の患者は、男が363名、女が142名の合計505名であった。